第三条第八項において準用する第二条第四項	別記第六号様式	別記第四十二号の五様式
第三条第八項において読み替えて準用する第二条第四項及び第五項	法第六条第七項	法第十八条第十五項
第三条第八項において準用する第二条第五項	別記第七号様式	別記第四十二号の六様式
第三条の三第三項において読み替えて準用する第三条第一項から第三項まで	法第六条の二第一項	法第十八条第四項
第三条の三第三項において読み替えて準用する第三条第三項第一号イ及びハ	第三条の三第一項において準用する第一条の三第一項	第八条の二の二において準用する第三条の三第一項において準用する第一条の三第一項

2　前項において読み替えて準用する第三条第六項の規定に基づき特定行政庁が規則で法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条第二項の通知書に添えるべき図書を定めた場合にあつては、前項の規定による通知書に当該図書を添えるものとする。

（認証型式部材等に関する検査の特例）

第十条の五の十六　法第六十八条の二十第二項（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の確認は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一　法第七条第四項、法第七条の三第四項又は法第十八条第二十一項若しくは第二十九項の規定による検査　第四条第一項若しくは第四条の八第一項の申請書又は第八条の二の二において読み替えて準用する第四条第一項若しくは第四条の八第一項の通知書並びにその添付図書及び添付書類を審査し、必要に応じ、法第十二条第五項の規定による報告を求める。

二　法第七条の二第一項、法第七条の四第一項又は法第十八条第二十三項若しくは第三十二項の規定による検査　第四条の四の二（第八条の二の二において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する第四条第一項第一号に規定する図書及び書類、第四条の四の二において準用する第四条第一項第二号に規定する写真、第四条の十一の二（第八条の二の二において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する第四条の八第一項第一号に規定する図書及び書類並びに第四条の十一の二において準用する第四条の八第一項第二号に規定する写真を審査し、特に必要があるときは、法第七十七条の三十二第一項の規定により照会する。

（認証型式部材等に関する検査の特例）

第十条の五の十六　法第六十八条の二十第二項（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の確認は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一　法第七条第四項、法第七条の三第四項又は法第十八条第十七項若しくは第二十項の規定による検査　第四条第一項又は第四条の八第一項の申請書並びにその添付図書及び添付書類を審査し、必要に応じ、法第十二条第五項の規定による報告を求める。

二　法第七条の二第一項又は法第七条の四第一項の規定による検査　第四条の四の二において準用する第四条第一項第一号に規定する図書及び書類並びに同項第二号に規定する写真並びに第四条の十一の二において準用する第四条の八第一項第一号に規定する図書及び書類並びに同項第二号に規定する写真を審査し、特に必要があるときは、法第七十七条の三十二第一項の規定により照会する。